

4. 行動援護

※1回あたりの報酬となります

※()内が旧単位となります

基本報酬の改定

行動援護 サービス費	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
	258単位 (255)	407単位 (403)	592単位 (587)	741単位 (735)	891単位 (884)

※新型コロナ対応の時限措置として、2021年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数が加算されます

各種加算の改定

(1) 加算の新設

名称	区分：単位数	詳細
身体拘束廃止 未実施減算	5単位/日	<p>以下、①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。</p> <p>① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>※令和5年4月からの適用とする。</p>

(2) 加算の改定

名称	現行	改定後
福祉・介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の25.0%を加算/月	所定単位数の23.9%を加算/月
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	(Ⅰ)：所定単位数の6.9%を加算/月 (Ⅱ)：所定単位数の5.7%を加算/月	(Ⅰ)：所定単位数の7.0%を加算/月 (Ⅱ)：所定単位数の5.5%を加算/月
緊急時対応加算	100単位/月	100単位/月 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

※障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋